

一関市監査委員告示第 21 号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 2 年 11 月 5 日

一関市監査委員 小 川 四 郎
一関市監査委員 佐 藤 重
一関市監査委員 小 山 雄 幸

記

1 監査実施日及び対象

令和 2 年 6 月 9 日 (火)

| 対 象 | 区分 | 被監査者 | |
|---------------|-------|-------------|---------------|
| | | 団 体 | 担 当 課 |
| 室根第 4 区集落センター | 指定管理者 | 浜横沢地区自治会振興会 | 室根支所 地域振興課 |

令和 2 年 9 月 10 日 (木)

| 対 象 | 区分 | 被監査者 | |
|--------------|-------|-----------------------|---------------|
| | | 団 体 | 担 当 課 |
| 千厩農村環境改善センター | 指定管理者 | 職業訓練法人東磐職業訓練協会 | 千厩支所 産業建設課 |
| 藤沢交流施設 | | (株)Mange Takkエンタープライズ | 藤沢支所 産業建設課 |
| 花泉総合福祉センター | | 社会福祉法人一関市社会福祉協議会 | 花泉支所 地域振興課 |

令和 2 年 10 月 15 日 (木)

| 対 象 | 区分 | 被監査者 | |
|-------------|-------|--------|-------|
| | | 団 体 | 担 当 課 |
| 一関市真湯温泉センター | 指定管理者 | 株式会社寿広 | 観光物産課 |

| | | | |
|--|-------|--------------|----------|
| 一関市山目市民センター、 一関市山目市民センター 一笹谷分館、 一関市山目市民センター 一赤荻分館（一関学習交流館） | 指定管理者 | 山目地区まちづくり協議会 | まちづくり推進課 |
| 赤荻クラブ | | 赤荻クラブ運営委員会 | 子育て支援課 |

令和2年10月16日（金）

| 対 象 | 区分 | 被監査者 | |
|-------------|-------|------------|----------|
| | | 団 体 | 担 当 課 |
| 一関市中里市民センター | 指定管理者 | 中里まちづくり協議会 | まちづくり推進課 |

2 監査の範囲

令和元年度の財務等に係る事務の執行状況

3 監査の実施内容

監査は、関係書類、帳簿等の提出を求め、出納その他の事務内容を調査するとともに、関係団体及び担当課の職員から説明を受けることにより実施した。

なお、重点的に調査を行った項目は次のとおりである。

- (1) 団体指定の手続きが関係法令、条例等に沿って適正に行われているか。
- (2) 指定管理料の算定が適正に行われ、支出方法・時期が適切か。
- (3) 施設の管理が関係法令、協定書、仕様書等に基づき適正、かつ効率的に行われているか、また住民サービスの向上に努めているか。
- (4) 利用料金等の収納が会計規程等に沿って適正に行われ、運用されているか、また、チェック体制が整っているか。
- (5) 指定管理者から提出された事業報告書等の内容を十分精査し、担当課は管理の状況を的確に把握し、必要な指示を行っているか。
- (6) 管理業務に係る収支が他の事業に係る経費と明確に区別され、適正に処理されているか。

4 監査の結果

別紙監査結果報告書のとおり

監査結果報告書
室根第4区集落センター

第1 指定管理の概要

施設名 室根第4区集落センター
指定管理者 浜横沢地区自治会振興会 会長 加藤 美津男
担当課 室根支所地域振興課

- (1) 施設の所在地
一関市室根町折壁字中谷地 135 番地 1
- (2) 施設の設置目的
住民の福祉の増進を図り、地域の開発と発展に寄与することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日
平成6年4月1日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間
(指定初年度：平成28年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和元年度指定管理料
91,842 円

第2 監査の結果

令和元年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

千厩農村環境改善センター

第1 指定管理の概要

施設名 千厩農村環境改善センター
指定管理者 職業訓練法人東磐職業訓練協会 会長 星 邦彦
担当課 千厩支所産業建設課

- (1) 施設の所在地
一関市千厩町千厩字上駒場 360 番地 4
- (2) 施設の設置目的
農業経営及び農家生活の改善合理化、住民の健康増進、地域連帯感の醸成を図り、生産と生活の場の環境整備を組織的に推進し、健全な地域社会をつくることを目的とする。
- (3) 施設設置年月日
平成 3 年 10 月 30 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 4 年間
(指定初年度：平成 18 年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和元年度指定管理料
2,803,000 円

第2 監査の結果

令和元年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

藤沢交流施設

第1 指定管理の概要

施設名 藤沢交流施設
指定管理者 株式会社 Mange Takk エンタープライズ
代表取締役 菅原 喜哉
担当課 藤沢支所産業建設課

- (1) 施設の所在地
一 関市藤沢町黄海字衣井沢山 87 番地
- (2) 施設の設置目的
緑豊かな環境資源の活用による都市との交流を促進し、地域産業の振興と地域の活性化に資することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日
平成 11 年 7 月 2 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 4 年間
(指定初年度：平成 21 年度)
- (5) 団体選定形態
公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和元年度指定管理料
無

第2 監査の結果

令和元年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

花泉総合福祉センター

第1 指定管理の概要

施設名 花泉総合福祉センター
指定管理者 一関市社会福祉協議会 会長 坂本 紀夫
担当課 花泉支所地域振興課

- (1) 施設の所在地
一関市花泉町老松字水沢 193 番地 1
- (2) 施設の設置目的
市民福祉の増進を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日
昭和 50 年 7 月 23 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 4 年間
(指定初年度：平成 26 年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和元年度指定管理料
8,195,000 円

第2 監査の結果

令和元年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

一関市真湯温泉センター

第1 指定管理の概要

施設名 一関市真湯温泉センター
指定管理者 株式会社寿広 代表取締役 太野 真一
担当課 観光物産課

- (1) 施設の所在地
一関市巖美町字真湯1番地地先
- (2) 施設の設置目的
市民の保養及び健康の保持、増進を図るとともに、観光振興に資することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日
平成3年3月20日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間
(指定初年度：平成23年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和元年度指定管理料
15,289,112円

第2 監査の結果

令和元年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

一関市山目市民センター、
一関市山目市民センター笹谷分館、
一関市山目市民センター赤荻分館（一関学習交流館）

第1 指定管理の概要

施設名 一関市山目市民センター、一関市山目市民センター笹谷分館、
一関市山目市民センター赤荻分館（一関学習交流館）
指定管理者 山目地区まちづくり協議会 会長 千葉昭彦
担当課 まちづくり推進課

(1) 施設の所在地

一関市山目市民センター：一関市青葉二丁目4番5号
一関市山目市民センター笹谷分館：一関市赤荻字笹谷28番地1
一関市山目市民センター赤荻分館：一関市赤荻字桜町240番地

(2) 施設の設置目的

一関市山目市民センター：市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援することを目的とする。
一関市山目市民センター笹谷分館：同上
一関市山目市民センター赤荻分館：世代間の交流を促進し、市民の多様な生涯学習活動に資することを目的とする。

(3) 施設設置年月日

一関市山目市民センター：昭和58年4月1日
一関市山目市民センター笹谷分館：昭和58年4月1日
一関市山目市民センター赤荻分館：平成15年9月1日

(4) 指定管理者団体指定期間

平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間
(指定初年度：平成29年度)

- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和元年度指定管理料
31,287,541 円

第2 監査の結果

令和元年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

赤荻クラブ

第1 指定管理の概要

施設名 赤荻クラブ
指定管理者 赤荻クラブ運営委員会 運営委員長 阿部 孝行
担当課 子育て支援課

- (1) 施設の所在地
一関市赤荻字桜町 42 番地 3
- (2) 施設の設置目的
小学校の留守家庭児童の預りにより、児童の健全育成を図ることを目的とする。
- (3) 施設設置年月日
平成元年 4 月 8 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 4 年間
(指定初年度：平成 18 年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和元年度指定管理料
23,145,258 円

第2 監査の結果

令和元年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

一関市中里市民センター

第1 指定管理の概要

施設名 一関市中里市民センター
指定管理者 中里まちづくり協議会 会長 辻山慶治
担当課 まちづくり推進課

- (1) 施設の所在地
一関市山目町二丁目1番19号
- (2) 施設の設置目的
市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日
昭和55年4月1日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間
(指定初年度：平成29年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和元年度指定管理料
17,465,865円

第2 監査の結果

令和元年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。